

## **CCSBT戦略計画改定案**

### **1 目的**

2015年7月の戦略・漁業管理作業部会におけるメンバー及び協力的非加盟国（以下「メンバー」という。）の検討に供するため、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）戦略計画における「序文」及び「目的、ビジョン及びゴール」セクションの改定案を提供する。これらの導入セクションは、戦略計画の他のセクション（ゴールの優先順位及びこれを達成するための望ましい戦略を含む）についてメンバーがレビューする際に有益なものと考えられる。また、計画を最終化するための会合後の作業に関するプロセスについても合意する必要がある。

#### **1.1 重要な決定**

メンバーは、以下について検討することが要請されている：

- CCSBTの現在の状況及びこれまでにメンバーから寄せられたコメントを戦略計画に反映させるためのアップデート
- 戦略計画にパフォーマンス・レビュー勧告を取り込む必要がある場合の追加的修正
- 戦略計画のゴール及び目的を達成するために必要な新たな戦略
- 戦略計画におけるゴールの相対的な優先順位

また、メンバーは以下について合意することが要請されている：

- 戦略計画の策定作業の継続にかかるプロセス及び資源配分

## CCSBT管理計画に関するディスカッション・ペーパー

### 1 はじめに

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）は、現在、戦略計画（改定中）及び幅広い運用上の文書並びに政策を有しているが、公式の管理計画は有していない。管理計画の策定は、より高い水準での実施上の詳細を提示し、重複の回避を促し、及びCCSBTにおいて発効している多くの計画文書をより良く統合するべく、2014年のCCSBTパフォーマンス・レビューにより勧告されたものである。

本ディスカッション・ペーパーは、CCSBT管理計画に含まれるべき内容についてメンバーが共通理解を得るとともに、その策定プロセスについて合意することができるよう、戦略・漁業管理作業部会（2015年7月）における検討に供するために作成されたものである。

#### 1.1 重要な決定

メンバーは、以下について検討及び合意することが要請されている：

- CCSBT管理計画の必要性
- 計画に含まれるべき内容
- 計画策定にかかるプロセス及び資源配分

## 生態学的関連種に関する最低履行要件

### 1. はじめに

本文書は、生態学的関連種（ERS）に関する委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）の義務の履行に関する最低履行要件を提示するものである。全ての義務がメンバー及びCNMの両者に適用されることが前提である。特に明記しない限り、全ての「メンバー」という文言にはCNMを含み、全ての「委員会」という文言には拡大委員会を含んでいる。

現在、CCSBTは、南緯30度以南で操業する全てのSBTはえ縄漁業においてトリポールの使用を義務づける、法的拘束力のある決議を有している。CCSBTは、ERSに対するみなみまぐろ漁業の影響を最小化することを特段の目的とした広範な法的拘束力を有する決議は有していない。しかしながら、*みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告*は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）及び中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する際、CCMはこれら委員会のERS措置を遵守するよう勧告している。

また、ERS作業部会は、CCSBT19において採択された高リスク海域における緩和措置のベスト・プラクティスに関する勧告を行った。

ここに提示した最低履行要件は、これらの要件を編集したものである。

これは、法的拘束力のない文書である。各義務にかかる正式な仕様についてはオリジナルの決議、決定又は勧告に当たる必要がある。オリジナルの勧告、決議又は決定は、これらのガイドラインより優先するものである。